

補正予算による 各種助成金の拡充

平成26年3月1日施行

- ・労働移動支援助成金
- ・キャリア形成促進助成金
- ・キャリアアップ助成金
- ・トライアル雇用奨励金

詳しくは、ホームページのリーフレットをご覧ください。

◆インターネットでの検索

各種助成金制度のご案内 東京労働局

検索 

◆ホームページ

http://tokyoroudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/kakushu_jos_eikin/_118530.html

東京労働局ホーム > 各種法令・制度・手続き > 各種助成金制度 >
各種助成金制度のご案内

労働移動支援助成金を拡充します

1 再就職支援奨励金＜拡充＞

- 労働移動支援助成金（再就職支援奨励金）は、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等に対して、その再就職を実現するための支援を民間の職業紹介事業者に委託して行う事業主に対して助成するものであり、労働者の再就職の促進を目的としております。
- 再就職支援奨励金の拡充内容は以下のとおりです。

拡充項目	現行	拡充
支給対象事業主	中小企業事業主のみ	<u>中小企業事業主のみならず、中小企業事業主以外の事業主についても支給</u>
支給段階	再就職実現時のみ	再就職実現時のみならず、 <u>再就職支援委託時についても支給</u>
支給額 ※【 】内は45歳以上の対象者に係る支給額	委託費用の2分の1【3分の2】	(中小企業事業主) 委託費用の3分の2 【5分の4】 (中小企業事業主以外) 委託費用の2分の1 【3分の2】 ※委託総額または60万円のうち低い額を上限とする。 ※支給額のうち10万円を再就職支援委託時に支給し、残りを再就職実現時に支給。
支給対象労働者の再就職実現までの期間に係る要件 ※【 】内は45歳以上の対象者に係る要件	離職から2ヶ月以内【5ヶ月以内】に再就職を実現した場合に支給	離職から6ヶ月以内【9ヶ月以内】に再就職を実現した場合に支給
<u>再就職支援の一部として訓練・グループワークの実施を委託した場合の上乗せ助成《新設》</u>	(なし)	(訓練): 月6万円(上限3カ月分)を加算 (グループワーク): 3回以上で1万円加算
<u>対象者に求職活動のための休暇を付与した場合の助成《新設》</u>	(なし)	(中小企業事業主以外) 日4000円(上限90日分) (中小企業事業主) 日7000円(上限90日分) ※再就職実現時のみ支給。 ※委託の有無に関わらず、この項目単独でも支給可能。

- 再就職支援奨励金を受給するためには、事業主が、事業規模の縮小等によって離職を余儀なくされる労働者に対して講じようとする再就職支援の内容を記載した「再就職援助計画」をハローワークに提出しその認定を受けている必要があります。
- 上記の拡充内容は、「再就職援助計画」を、施行日（平成26年3月1日）以降、離職日までにハローワークに提出した場合に適用になります。
- 民間職業紹介事業者との再就職支援に係る委託契約の締結は、「再就職援助計画」の認定日以降、離職日までの間に行う必要があります。

2 受入れ人材育成支援奨励金＜創設＞

- 労働移動支援助成金（受入れ人材育成支援奨励金）は、①再就職援助計画の対象となった労働者等を雇入れるか、②移籍によって受入れるか、③出向によって受け入れた後に移籍に切り換えるか、その労働者に対して訓練（Off-JTのみ又はOff-JTとOJT）を行った事業主に対して助成するものであり、労働者の再就職の促進を目的としています。
- このたび新たに創設され、訓練の実施計画の提出日が施行日以降である場合に適用になります。
- 支給対象者1人あたりの支給額は以下のとおりです。

訓練の種類	助成対象	支給額
Off-JT	賃金助成	1時間当たり800円
	訓練経費助成	実費相当額(上限30万円)
OJT	訓練実施助成	1時間当たり700円

- 対象労働者が雇用されていた事業所と資本関係等からみて密接な関係にある事業所は支給対象外になりますが、産業競争力強化法に基づく計画の認定を受けた事業再編等である場合は、両者の間に密接な関係があっても支給対象となる場合があります。

詳細は、東京労働局、最寄りのハローワークにお問い合わせください。



東京労働局・ハローワーク

260301東京局

キャリア形成促進助成金を拡充します

平成25年度補正予算の成立に伴い、企業内の人材育成を図る事業主への助成金の内容を拡充します。
労働者のキャリア形成・スキルアップを効果的に実施していただくために、ぜひ、ご活用ください。

主な拡充内容

- ◆ 「成長分野等人材育成コース」の助成対象を大企業にも拡大
- ◆ 「グローバル人材育成コース」の助成対象を大企業、訓練内容を海外で実施した訓練にも拡大
- ◆ 女性の活躍促進のための「育休中・復職後等能力アップコース」を創設
- ◆ 事業主団体などを対象とした「団体等実施型訓練」を創設

【助成メニュー】

支給対象となる訓練		対象	訓練内容
① 政策課題対応型訓練			
①成長分野等人材育成コース	拡充	大企業・ 中小企業	健康・環境などの成長分野等での人材育成のための訓練
②グローバル人材育成コース	拡充		海外関連業務に従事する人材育成のための訓練 (海外の大学院、大学、教育訓練施設などで実施する訓練も含む)
③育休中・復職後等能力アップコース	新設		育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練
④若年人材育成コース		中小企業	採用後5年以内で、35歳未満の若年労働者への訓練
⑤熟練技能育成・承継コース			熟練技能者の指導力強化、技能承継のための訓練、 認定職業訓練
⑥認定実習併用職業訓練コース			厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練
⑦自発的職業能力開発コース			労働者の自発的な能力開発に対する支援
② 一般型訓練		中小企業	政策課題対応型訓練以外の訓練
③ 団体等実施型訓練	新設	事業主 団体等	事業主団体などが行う、若年労働者への訓練や熟練技能の 育成・承継のための訓練

【助成額・助成率】 ()内は大企業の助成額・助成率

支給対象となる訓練		賃金助成 (1人1時間当たり)	経費助成	実施助成 (1人1時間当たり)
① 政策課題対応型訓練	Off-JT	800円 (400円)	1/2 (1/3)	-
	OJT (上記⑥)	-	-	600円
② 一般型訓練	Off-JT	400円	1/3	-
③ 団体等実施型訓練	Off-JT	-	1/2	-

※ 経費助成の支給限度額：① ①～③は1人1コース当たり、15万円～50万円（大企業は10万円～30万円）
① ④～⑦と②は1人1コース当たり、7万円～20万円 ③は1団体当たり、500万円

お問い合わせ先 : 03-3813-5071 東京労働局 助成金第4係



厚生労働省・東京労働局

260301東京局

非正規雇用労働者のキャリアアップに取り組む事業主を支援します!

キャリアアップ助成金

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正規雇用への転換、人材育成、処遇改善などの取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

労働者の意欲、能力を向上させ、事業の生産性を高め、優秀な人材を確保するために、ぜひ、この助成金制度をご活用ください。

※平成26年3月1日より一部のコースの助成額などを拡充しました!

助成内容		助成額 () 額は大企業の額 (短時間正社員コースは大規模事業主)
① 正規雇用等 転換コース (※1)	正規雇用等に転換または直接雇用(以下「転換等」といいます)する制度を規定し、有期契約労働者等を正規雇用等に転換等した場合に助成	①有期→正規: 1人当たり40万円(30万円) ②有期→無期: 1人当たり20万円(15万円) ③無期→正規: 1人当たり20万円(15万円) 平成26年3月1日から平成28年3月31日までの間、 ①50万円(40万円)、③30万円(25万円) <1年度1事業所当たり15人まで(②は10人まで)> 対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合、 1人当たり①10万円 ②5万円 ③5万円を加算 平成26年3月1日から平成28年3月31日までの間に、 派遣労働者を正規雇用労働者として直接雇用する場合、 1人当たり10万円を加算
② 人材育成 コース	有期契約労働者等に ●一般職業訓練(Off-JT)または ●有期実習型訓練(「ジョブ・カード」を活用したOff-JT+OJTを組み合わせた3~6か月の職業訓練)を行った場合に助成	●Off-JT《1人当たり》 賃金助成: 1h当たり800円(500円) 経費助成: 訓練時間数が100時間未満 10万円(7万円) 100時間以上200時間未満 20万円(15万円) 200時間以上 30万円(20万円) ※実費が上記を下回る場合は実費を限度 ●OJT《1人当たり》 実施助成: 1h当たり700円(700円) <1年度1事業所当たりの支給限度額は500万円>
③ 処遇改善 コース	すべての有期契約労働者等の基本給の賃金テーブルを改定し、3%以上(※)増額させた場合に助成 ※平成26年3月1日から平成28年3月31日までの間は、2%以上	1人当たり1万円(0.75万円) <1年度1事業所当たり100人まで> 「職務評価」の手法を活用した場合、 1事業所当たり10万円(7.5万円)上乘せ 平成26年3月1日から平成28年3月31日までの間は、 1事業所当たり20万円(15万円)上乘せ
④ 健康管理 コース	有期契約労働者等を対象とする「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、延べ4人以上実施した場合に助成	1事業所当たり40万円(30万円) <1事業所当たり1回のみ>
⑤ 短時間正社員 コース (※2)	短時間正社員制度を規定し、①雇用する労働者を短時間正社員に転換し、または、②短時間正社員を新規で雇い入れた場合に助成	1人当たり20万円(15万円) <⑥の人数と合計し、1年度1事業所当たり10人まで> 対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合、 1人当たり10万円加算 平成26年3月1日から平成28年3月31日までの間に、有期契約労働者等を短時間正社員に転換した場合、30万円(25万円)
⑥ 短時間労働者の 週所定労働 時間延長コース	週所定労働時間25時間未満の有期契約労働者等を週所定労働時間30時間以上に延長した場合に助成	1人当たり10万円(7.5万円) <⑤の人数と合計し、1年度1事業所当たり10人まで>

※1・「正規雇用等」とは、「正規雇用または無期雇用」をいいます。

・無期雇用への転換等は、通算雇用期間3年未満の有期契約労働者からの転換等であって、基本給の5%以上を増額した場合に限りです。なお、短時間正社員に転換等した場合は対象外となります(短時間正社員コースにより助成します)。

※2 主にワーク・ライフ・バランスの観点から正規雇用労働者を短時間正社員に転換するケースや、短時間労働者を短時間正社員に転換するケースなどを想定しています。

活用に当たっては、ガイドラインに沿って、「キャリアアップ管理者の配置」、
「キャリアアップ計画の作成」が必要です。詳細は裏面をご覧ください。



「有期契約労働者等のキャリアアップに関するガイドライン」の主な内容

(助成制度を活用する上で、配慮するよう努めることが望ましい事項)

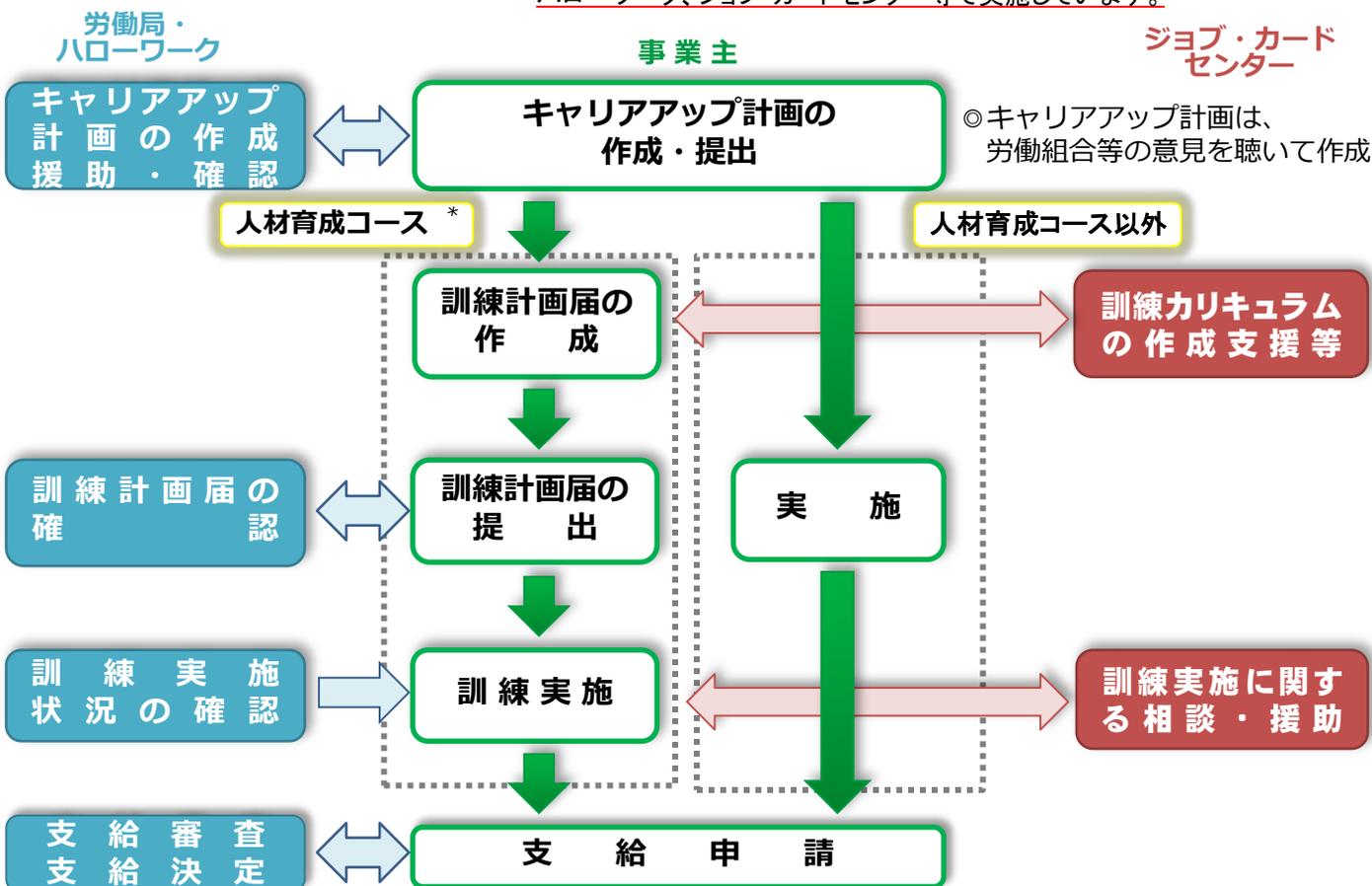
キャリアアップに向けた管理体制の整備	●有期契約労働者等のキャリアアップに取り組む人を「キャリアアップ管理者」として位置付け
計画的なキャリアアップの取り組みの推進	●キャリアアップに向けた取り組みを計画的に進めるため「キャリアアップ計画」を作成
正規雇用・無期労働契約への転換	●有期労働契約から正規雇用・無期労働契約への転換、無期労働契約から正規雇用への転換の促進、無期転換後の処遇への配慮、正規雇用転換制度の対象者の範囲・方法・評価基準などの設定への配慮
人材育成	●職業能力や希望するキャリアパスに応じた計画的な教育訓練などの実施（目標の明確化） ●若者に対するジョブ・カード制度を活用した実践的な教育訓練の実施、成長分野の事業主による積極的な教育訓練の実施
処遇改善	●職務分析・職務評価の手法、ジョブ・カードや職業能力評価基準などの活用等による職務の内容や職業能力の評価、職務の内容などを踏まえた処遇への反映
その他	●法定外健康診断の導入、短時間正社員（注）への移行など、短時間労働者の希望に応じた社会保険適用に向けた所定労働時間の拡大 （注）通常の労働者と比べ所定労働時間が一定程度短い正規雇用の労働者をいう。

これらを実施

企業内でのキャリアアップを促進するための包括的な助成制度 『キャリアアップ助成金』を活用！

受給までの流れ

(※)「有期実習型訓練」を実施する場合、訓練対象者に「ジョブ・カード」の交付が必要です。ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングおよび交付は、ハローワーク、ジョブ・カードセンター等で実施しています。



詳しくは、最寄りの都道府県労働局またはハローワークへお問い合わせください。

「トライアル雇用奨励金」が 大きく変わります!

「トライアル雇用」は、職業経験の不足などから就職が困難な求職者を、原則3か月間の試行雇用（トライアル雇用）することにより、その適性や能力を見極め、常用雇用への移行のきっかけとしていただくことを目的とした制度です。

平成26年3月1日から、さらなる早期就職の実現や雇用機会の創出を図るため、次のとおり内容を大幅に拡充します。

主な変更内容

現行

ハローワークの紹介に限り支給対象。

ハローワークの 紹介要件の見直し

一定の要件を満たした民間の職業紹介事業者や大学等の紹介による場合も支給対象（※）とします。

※このために必要な同意制度の手続きは、各都道府県労働局において受付を行います。

現行

対象者は主にニート・フリーターや母子家庭の母等。

対象者の拡大

現行の対象者に加え、学卒未就職者や育児等でキャリアブランクのある方も対象とします。

助成額

対象者1人当たり、**月額最大4万円（最長3カ月間）**

事前にトライアル雇用求人をハローワーク、地方運輸局、職業紹介事業者に提出し、これらハローワーク、地方運輸局、職業紹介事業者などの紹介により、対象者を原則3カ月の有期雇用で雇い入れ、一定の要件を満たした場合に、奨励金を受けることができます。

詳細は、最寄りの都道府県労働局、ハローワークにお問い合わせください。



厚生労働省・東京労働局・ハローワーク